

ぎゃくたい 虐待されていませんか？ 見たことありませんか？

み ちいき ひと みまも たす あ
～地域の人が見守っています。みんなで助け合いましょう～
ぎゃくたい
「虐待」をされたら、どうする？

1. 「いやだ」「やめて」と言う・外に出る

ぎゃくたい
虐待をされたら、まずは「いやだ」「やめて」と言っ
てください。そのばから離れることも必要です。
がまんしなくていいのです。



2. となりきんじょ みうち れんらく 隣近所・身内に連絡する

どうしたらいいかわからないときは、身近な
ひと ぞうだん
人に相談しましょう。

3. しやくしょ れんらく 市役所に連絡する

市役所には誰かといっしょに行ったり、
かわりに連絡してもらってもかまいません。

れんらく
ここに連絡してください

い す くにしやくしょおおひとちようしゃない
【伊豆の国市役所大仁庁舎内】

い す くにしほけんふくし こそだ そうだん い す くにしぎゃくたいぼうし
伊豆の国市保健福祉・こども・子育て相談センター（伊豆の国市虐待防止センター）

でん わ 電話：0558-76-8010 FAX：0558-76-8029

※あなたが連絡したことは秘密にされます

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう こうれいしゃぎゃくたいぼうしほう
障害者虐待防止法・高齢者虐待防止法は
あなたを守ります
まも

法律の正式な名前は、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律法」
「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律法」といいます。

